

岩手県告示第65号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第3項において準用する同法第53条の2の3第1項の規定に基づき、県営大川目地区土地改良事業に係る換地計画を定めるに当たり、次の土地を、これを従前の土地とする地積を特に減じて換地を定める土地として指定した。

平成22年1月22日

岩手県知事 達 増 拓 也

地積を特に減じて換地を定める土地の所在等

所 在	地 番	地 目	用 途	地 積	特に減じる地積
				m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
久慈市大川目町第14地割	75番2	田	田	481	57
久慈市大川目町第16地割	20番1	”	”	299	83
”	38番1	”	”	502	179
久慈市大川目町第17地割	41番3	”	”	412	161
久慈市大川目町第26地割	1番6	”	”	477	89
”	14番11	”	”	492	235
久慈市大川目町第27地割	38番4	”	”	504	107
”	88番2	”	”	873	500